

問 8：当社のトレーラー運転手が高速道路を走行中、交通事故に遭遇しました。事故車の中に運転手が取り残されていたので、救助を行っていたところ、後方からきた乗用車に追突され、死亡してしまいました。労災の適用になるのでしょうか。

【回答】

運送に携わっている方が、交通事故に巻き込まれることは、運転業務において通常予想されることですが、無関係な他車の事故については、救助や援助の行為について準業務行為とみるべきかは、意見がわかれる可能性があります。

質問のケースに類似する事案の裁判では、

「交通事故において救助等をもとめられた場合、可能な限り協力することは自動車運転手として奨励される行為であったということができ、本件救助行為等は、自動車運転を行う労働者として、通常予想される範疇の行動といえるものである。」と業務遂行性を認めた上で、

「仕事柄、業務中に交通事故に遭遇することも想定される場所であり、かつ、事故の処理中に後続車に巻き込まれる可能性も予想されるものであるから、業務に内在する危険性が現実化したものということができ、業務と相当因果関係があると認めるのが相当である。」と判示したものがありますので、基本的には、業務上災害として認められるものと考えます。